

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第3号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「総務幹」を「危機管理幹」に改める。

別表第一第十三号教育委員会決裁事項の欄中「埼玉県障害児就学支援委員会、埼玉県文化財保護審議会、埼玉県教職員健康審査会」を「埼玉県教職員健康審査会、埼玉県文化財保護審議会、埼玉県障害児就学支援委員会、埼玉県いじめ問題調査審議会、埼玉県教育職員免許状再授与審査会」に改め、同号部長専決事項の欄1中「障害児就学支援委員会」を「埼玉県教職員健康審査会」に改め、同欄3中「埼玉県教職員健康審査会」を「埼玉県障害児就学支援委員会」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。